**職場環境美化助成金交付要綱**

（目的）

第1条 この要綱は、町内において中小企業を営む者に対し、その事業所の美化を進めることにより労働環境の整備を図り、併せて街の美化運動に寄与することを目的とする。

（交付対象者）

第2条 助成金交付対象者は、大木町商工会会員であって、町内に事業所を有するものとする。

（交付対象の事業）

第3条 助成金交付の対象となる事業は、店舗・工場の環境美化に役立つ別表「花木」とする。

（交付の額）

第4条 交付する助成金の額は、１事業所あたり1年間に5,000円を限度とする。

なお、助成金の総額は予算の範囲内とする。

（交付申請）

第5条 事業主は、事業終了後に領収書(写し)・写真を添えて交付申請書（様式第１）を会長に提出し、助成金の交付申請を行うものとする。

（交付の決定）

第6条 会長は、前条の規定により交付申請を受けた時は、内容を審査し交付決定を行う。

（助成金の交付）

第7条 会長は、内容審査し適当と認めた場合は、申請者に助成金を支払う。

（助成の期間）

第8条 この事業の、実施者は、当年度２月末日までに交付申請書（様式第1）の提出を行った者までとする。

別 表

花木及びその容器

（助成金対象金額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となる種類 | 数 量 | 助成金対象金額 |
| 花苗 | ― | ― |
| 庭木 | ― | ― |
| 観葉植物 | ― | ― |
|  |  | 合計5,000円 |
|  |  |  |

* 組み合わせは自由ですが、１事業所あたり補助金対象金額は、5,000円を限度とし、予算の範囲内とします。なお、花壇設置等の費用は含みません。